

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 恵史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2023・8・10

初代モデルの形状

▽カシオ計算機▽

「G-SHOCK」が立体商標に

カシオ計算機は、腕時計「G-SHOCK」(ジー・ショック)の初代モデルの形状が、立体商標として登録されたと発表した。

「G-SHOCK」という文字列は商標登録済みだが、今回、「形状」が立体商標として登録された。時計の本体部分の八角形の枠やバンドなどの独特のデザインを見れば、ロゴや文字がない形状だけでも消費者がブランドを認識できると判断された。

カシオ計算機によると、初号機は1983年に発売され、シリーズの累計出荷数は140カ国以上で1億4千万個を超えていた。

初号機は「ベゼル」と呼ばれる文字板周辺の部品が八角形で、バンドの表面の連続した丸いくぼみが特徴。現在もこうした特徴は一部のモデルに引き継がれている。



知財活用アクションプラン改定版を公表(特許庁・INPIT)

特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、中小企業・スタートアップにおけるさらなる知財経営支援の強化を目的として、「知財活用アクションプラン改定版」を公表した。

アクションプランは、中小企業庁が実施する経営支援策と特許庁・INPITの支援策の連携を強化することにより、知財を含めた総合的なサポートを充実化し、中小企業・スタートアップへより効果的な経営支援を実施するために策定された。

各種施策を連動させて総合的に実施するため、昨年12月に策定した「中小企業・スタート

アップの知財活用アクションプラン」と「大学の知財活用アクションプラン」を統合。両プランに沿って、これまでに実施した内容もフォローアップとして示している。

今回の改訂の概要は以下のとおり。

- (1) 地域のニーズに即したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現
 - ・知財経営支援ネットワーク/地域知財経営支援ネットワークの構築
- (2) 大学シーズをはじめとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透
 - ・大学支援事業、ディープテック・スタートアップ支援事業への知財支援の組み込み
 - ・ナショナルプロジェクトの知財マネジメント強化
- (3) 経営戦略と知財戦略の一体化
 - ・オープン&クローズ戦略支援の強化
 - ・経営力再構築伴走支援、収益力改善支援への知財支援の組み込み

12カ国体制に ▽環太平洋経済連携協定▽

英国がTPPに正式加入

日本や豪州など環太平洋経済連携協定(TPP)の参加国は、閣僚級の「TPP委員会」を開き、英国の加入を正式に承認した。2018年のTPP発足後、新たな国が加わるのは初めてで、経済圏は欧州にも広がることになる。

英国はEU(ヨーロッパ連合)を離脱した後、2021年に加入を申請し、各國と交渉を続けてきた。今後、国内手続きを経た上で英国で協定が発効すれば、TPPは12か国体制となり、太平洋を中心とした経済圏が欧州にも広がる。世界全体に占める国内総生産(GDP)の合計の割合は12%から15%へと拡大する。

TPP協定は、関税をかける品目数を段階的に100%近くまで撤廃を進めるとともに、知的財産、電子商取引など幅広い分野で高い水準のルールを定めている。新規加入するためには、これらすべてを受け入れることが前提となる。

現在、TPPには中国や台湾、ウクライナなども加盟申請しており、今後、交渉開始の是非が焦点となっている。

解説

**進歩性の判断 容易想到性の論理付け
知的財産高等裁判所 令和4年(行ケ)
第10094号 審決取消請求事件
判決言渡 令和5年5月16日**

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「足裏マット、中敷き、及び靴」とする発明についての特許出願（特願2020-90145号）（本件特許出願）の出願人である。

本件特許出願に拒絶査定を受け、原告が拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）を下した。原告が「特許庁が不服2021-4401号事件について令和4年7月20日にした審決を取り消す。」と請求する本件訴訟に臨み、知財高裁が、原告の請求を棄却したものである。

争点は、進歩性の判断の誤りの有無である。本件審決は「本願発明は、特許第6617308号公報（甲1）に記載された発明（引用発明）及び、甲2（実願昭63-155106号（実開平2-74903号）のマイクロフィルム）に記載の事項に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項の規定により、特許を受けることができない。」としていた。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

本願発明と引用発明を対比すると、本件審決が認定した一致点並びに相違点2が存在すると認められる。

なお、本願発明と引用発明との間に相違点1が存在することが本件審決で認定されているが、本件審決で実質的な相違点ではないと判断され、この点について原告は争っておらず、本願発明の進歩性の有無は、専ら相違点2についての本願発明の構成が当業者において容易に想到し得たか否かによって決まるべきとされている。

（一致点）

「足の裏面が位置する足裏マットと、前記足裏マットに取り付けられる前坪とを備えた中敷きであって、

前記足裏マットは、少なくとも足の5趾間の各趾股が位置する領域から当該足裏マットにおける足指側先端までの範囲内の領域である先端領域に、前記前坪を取り付けるための貫通孔である前坪取付孔を複数有し、

前記前坪取付孔は、少なくともいずれかの趾股が位置し得る範囲において、足の長さ方向に複数設けられており、

前記前坪には、雄雌構造の雄部及び雌部の一方が設けられ、前記前坪を着脱自在に取り付けるための取付部材には、前記雄雌構造の前記雄部及び雌部の他方が設けられ、前記前坪と前記取付部材とは、前記いずれかの前記趾股が位置し得る範囲における複数の前記前坪取付孔のうちの一つを通して前記雄雌構造の前記雄部及び雌部により雄雌結合される中敷き。」である点。（相違点2）

前坪取付孔に関し、本願発明は、「少なくともいずれかの趾股が位置する周囲の領域において、足の長さ方向及び足の幅方向にそれぞれ複数有する」のに対し、引用発明は、第1趾と第2趾の間の趾股内に位置する前坪14Aの取付け位置において、中敷き本体4Aの前後方向に複数設けられているものの、足の幅方向に複数有したものとはいえない点。

裁判所の判断：相違点2に係る本願発明の構成の容易想到性

判決では甲1の記載を詳細に検討して次のように認定を行った。

・引用発明を含む甲1に記載の発明は、従来の趾股ブリッジにおける位置が不安定であったという問題点を解決することを目的の一つとするものであるといえる。

・引用発明を含む甲1に記載の発明については、前坪の位置を個人の足に合わせて適切に調節する方法に係るものであって、複数の挿通開口を有する形態である引用発明においても、複数の挿通開口は、前坪の位置を個人の足に合わせて適切に調節するための構成であるといえる。

・前坪が中敷き本体に着脱自在に取り付けることで、前坪の位置をより柔軟に調節することが可能であることも示されているといえる。

したがって、甲1に接した当業者において、前坪の位置を個人の足に合わせて適切に調節するという課題を考慮することは、明らかであるといえる。

判決では、次に、甲2の記載を詳細に検討して次のように認定を行った。

・甲2には、本件審決が認定した、靴中底に、突起具3を取り付けるための差し込み穴2が前後左右に平面的に広がって複数設けられていることが記載されているといえる。

・本件審決が認定した甲2技術（靴中底に、足の指間等で支える突起具を取り付けるための差し込み穴を前後左右に平面的に広がって複数設けることにより、靴及び足の寸法や形に合わせて使用できる足先靴擦れ疲れ防止具）が甲2に記載されていると認められる。

・この点、甲2技術についても、足の指間等で突起具を支えることによって、足先と靴との摩擦が生じなくなるよう、靴及び足の寸法や形に合わせ、突起具を適切な位置に調節するとの技術思想が示されているといえる。

足指等の形状、長さ、幅などに個人差があることは、公知の事実であって、趾股の位置について、前後方向だけでなく左右方向にも個人差があることは、技術常識であると認められる（甲3の1（特開2004-305405号公報）、甲3の2（登録実用新案第3111466号公報））。

さらに、靴を履いて歩行する際に、靴や足の寸法や形状、進行方向や路面の状況等により、靴の内部で、足が前後方向のみならず、左右方向にも一定の範囲で移動し得ること、その際、移動方向は、前後方向又は左右方向に明確に区別されるものではなく、斜め方向を含めて足が移動することも考え得るところである。

以上によると、甲1に接した当業者において、引用発明について、上述した技術常識等を踏まえ、前坪の位置を個人の足に合わせてより適切に調節するため、突起具を適切な位置に調節するとの技術思想に係る甲2技術を適用して、第1趾と第2趾の間の趾股内に位置する前坪14Aの取付け位置において、中敷き本体4Aの前後方向のみならず、左右方向にも前坪取付孔を複数有する構成とすることは、容易に想到し得たものというべきである。

相違点2は、引用発明に甲2技術を適用することによって、当業者が容易に想到し得たものである。

第4 考察

原告は、相違点2の構成が甲2には開示されていない、引用発明に甲2の記載事項を適用する動機付けがない、阻害要因に関する本件審決の認定の不当性、予測できない顕著な効果に関する本件審決の認定の不当性を審決取消理由として主張したが、知財高裁は、引用文献（甲1、甲2）の記載を詳細に検討した上で、原告主張の取消理由をすべて退けた。

以上

GX技術の特許出願動向 国際展開発明で日本優位

■特許庁■

特許庁は、グリーン・トランسفォーメーション（GX）技術に関する各国・地域の特許出願動向を概括するため、特許庁が作成したグリーン・トランسفォーメーション技術区分表（GXTI）を用いた網羅的な調査を初めて実施した。

GXとは、Green Transformation（グリーン・トランسفォーメーション）の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、持続可能な成長を目指すことを意味している。グリーン技術を用い、環境問題を解決しながら経済社会システムを変革（トランسفォーメーション）する取り組みといえる。

GXの主要分野としては、「建築物の省エネ」「二次電池」「電動モビリティ」「太陽光発電」「燃料電池」「熱の電化」「風力発電」「スマートグリッド」「水素技術」などが挙げられる。

本調査は主に、「発明件数」と「国際展開発明件数」の観点から、GX技術に関する分析を行っている。調査結果によると、GX技術全体で見た場合、国際的な発明の数において日本が最大であることが明らかになった。

「発明件数」をみると、中国籍出願人による件数が急増しており、2013年には、それまでトップであった日本国籍出願人による件数を超えて最多となっているが、相対的に価値が高いと考えられる「国際展開発明」の件数においては、日本の存在感が高いことが示されている。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

知財から得た収入に優遇税率 イノベーションボックス税制

■経済産業省が制度創設を検討■

経済産業省は、特許などの知的財産によって得られる企業の所得に優遇税率を適用する「イノベーションボックス税制」の創設に向け、検討を進めている。

知的財産から生じるライセンス料などの所得を優遇することで、企業の研究開発活動を促進し、イノベーションが生まれやすい環境を整えることを目的としている。制度の実現に向け、年末の税制改正で要望書を政府に提出する方針。

「イノベーションボックス税制」とは、企業が特許や著作権などの知的財産を活用した利益に対して低減税率を適用する税制のことを指す。「パテントボックス税制」とも呼ばれる。

海外では、欧米を中心に「イノベーションボック

◆二次電池分野、日本が大きくリード◆

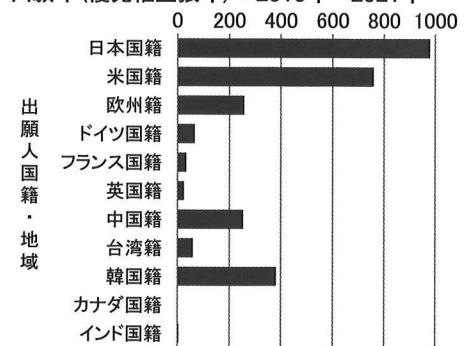
また、技術区分別の調査結果をみると、太陽光発電、建築物の省エネルギー化（ZEB・ZEH等）、および二次電池等の分野において、「国際展開発明件数」および「高被引用国際展開発明件数」から、日本が価値の高い発明の創出において強みを有することが示唆された。

このうち二次電池に関して、国際展開発明件数の年次推移を見ると、首位の日本国籍が全期間を通して2,000件以上で推移しており、2位以下（1,000件程度）を大きく引き離している。

国際展開発明件数の上位20者に注目すると、12者を日本国籍が占めている。また、高被引用国際展開発明件数では、首位の日本国籍が959件、2位の米国籍が703件となっており、3位の韓国籍は384件。この結果から、二次電池は日本が大きくリードしている分野であることが示された。詳細は特許庁HP

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230530001/20230530001.html>

二次電池の高被引用国際展開発明件数
出願年（優先権主張年）：2010年～2021年



ス税制」は多くの国で導入されている。国内企業が国外に開発拠点を設ける判断材料にもなっていることから、政府は知財に関する税優遇制度を導入することで、日本のイノベーション拠点としての国際競争力を高めたい考え。

経済産業省の「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」によると、対象とする知的財産は「特許権」「著作権で保護されたソフトウェア」などで、「国内で」「自ら」研究開発をすることを条件としている。

また、対象となる所得は、ライセンス料や特許などの知的財産の譲渡、知財を組み込んだ製品の売却益で、条件を満たした所得に優遇税率を適用するとしている。年末の税制改正要望に向け、対象となる所得の範囲や税率、分野などを絞り込む方針。

経済産業省<我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会>

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/innovation_investment/index.html

審決紹介

本願商標「朔北カレー」は、商標法第4条第1項第11号に該当しないと判断された事例（不服2021-16363、令和5年5月12日審決 知財高裁における審決取消判決を受けての審決）

第1 手続の経緯

本願は、令和2年2月26日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。
 令和3年3月25日付け：拒絶理由通知書
 令和3年5月19日：意見書の提出
 令和3年9月1日付け：拒絶査定
 令和3年11月30日：審判請求書の提出

第2 本願商標

本願商標は、「朔北カレー」の文字を横書きしてなり、第29類「レトルトパウチされた調理済みカレー、カレーのもと、即席カレー、カレーを使用してなる肉製品、カレーを使用してなる加工水産物、カレーを使用してなる加工野菜及び加工果実、カレーを使用してなるなま物」を指定商品として、登録出願されたものである。

第3 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第5878174号商標（以下「引用商標」という。）は、「サクホク」の文字を標準文字で表してなり、平成27年4月23日登録出願、第29類「乳製品、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、加工卵、カレー、シユーパー又はスープのもと、レトルトパウチされたカレー、シユーパー、みそ汁、スープ、豆」及び第30類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品を指定商品として、同年8月21日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

第4 当審の判断

1 商標の類否について

商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、どのような商品に使用された商標がその外観、觀念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、かつ、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である。そして、商標の外観、觀念又は称呼のうちの一つにおいて同一又は類似する場合であっても、他の2点において著しく相違することその他取引の実情等によって、商品の出所に誤認混同をきたすおそれのないものについては、これを類似商標と解することはできない（最高裁判昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22号299頁参照）。

また、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、觀念が生じないと認められる場合等、商標の各構成部分がそれを分離して観察することができるものと認められる場合には、その構成部分の一部を抽出し、当該部分だけを他の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである（最高裁判昭和37年（オ）第53号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17号12卷1621頁、最高裁判平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47号7号5005頁、最高裁判平成19年（行ツ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

2 商標法第4条第1項第11号について

職務により採用した請求人の裁判所に提出した甲第5号証ないし甲第53号証（枝番号を含む。）によれば、以下のとおり判断される。
 (1) 本願商標について
 本願商標は、別掲のとおり、「朔北カレー」の5文字を同一のフォントで記して横書きしたものであり、「朔北」の漢字部分と「カレー」の片仮名部分からなるものである。
 ア 「朔北」について
 (ア) 広辞苑第七版（甲6）には「朔北」について、「〔朔〕は北の方角」（1）北。北方。（2）北方の地。特に、中国の北方にある辺土」と記載されており、また、「朔」を「北方」にして用いる熟語として、「朔風」（北風を意味する。）、「朔方」（北、北方、朔北を意味する。）といったものが掲載されている。「朔北」についての同様の説明が、新潮現代国語辞典第二版（甲7）、現代国語例解辞典第四版（小学館、甲27）、新選国

語辞典第十版ワイド版（小学館、甲28）、旺文社国語辞典第十一版（甲29）、実用国語辞典第2版（成美堂出版、甲30）、学研現代新国語辞典改訂第6版（甲31）、新明解国語辞典第八版青版（三省堂、甲32）、岩波国語辞典第8版（甲33）にも掲載されている。

(イ) 「朔北」については、著名なゲームシリーズであるファイナルファンタジーXIIのFF11（ファイナルファンタジー XII）のイベントクエストの名称として「朔北の爪牙」（さくほくのそうが）（甲12、甲13）、小説の題名として「スルハナ 朔北の将星」（ぬるはち さくほくのしょうせい）（甲14）といった使用例がある。

(ウ) 「朔」は、常用漢字ではないものの、萩原朔太郎といった著名人の名や、果物の八朔などの名称にも用いられる漢字である（甲24～甲26）。「北」は方角をあらわす漢字である（甲6）。

(エ) 上を総合すると、我が国においては、「朔北」はおむね「北方の角」又は「北方の地」を表す単語として理解されるものと認めるのが相当である。

イ 「カレー」について

本願商標の指定商品との関係では、「カレー」の文字は、需要者、取引者は、商品の性質又は原材料を表すものと理解すると認められ、当該部分から出所識別標識としての称呼、觀念が生じるということはできない。

ウ 分離観察の可否について

本願商標は「朔北」と「カレー」からなる結合商標であるところ、上記のとおり、「カレー」の部分から出所識別標識としての称呼、觀念が生じるということはできない一方で、「朔北」については、需要者、取引者をして、「北方の角」又は「北方の地」を表す単語として理解されるにすぎず、具体的な地域を表すものと理解されるものではないから、指定商品との関係において、出所識別標識としての称呼、觀念が生じ得るといえる。そして、需要者、取引者をして、「朔北カレー」を一連一体のものとしてのみ使用しているというような取引の実情は認められない。

そうすると、本願商標について、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められないから、「朔北」の部分のみを抽出して他の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。

エ そうすると、本願商標は「朔北」の文字部分（以下「本願要部」ということがある。）から「サクホク」の称呼及び「北方の角」又は「北方の地」の觀念も生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、上記第3のとおり、「サクホク」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字に相応した「サクホク」の称呼を生じるものである。

また、「サクホク」の文字は辞書等に掲載されていない造語であるから、引用商標は、特定の觀念を生じない。

(3) 本願商標と引用商標の類否

本願要部と引用商標を比較して、類否を検討する。

ア 外観

本願要部は「朔北」という2文字の漢字からなるのに対し、引用商標は「サクホク」の4文字の片仮名からなり、外観が明らかに異なる。

イ 称呼

本願要部の称呼は「サクホク」であり、引用商標の称呼も「サクホク」であるから、同一である。

ウ 觀念

本願要部からは「北方の角」「北方の地」の觀念を生じるものであるのに対し、「サクホク」は、特定の觀念を生じないものであるから、觀念が明らかに異なる。

エ 小括

以上のとおり、本願要部と引用商標は、称呼が共通するものの、外観及び觀念は明確に異なっているところ、需要者、取引者が「朔北」から引用商標である「サクホク」や引用商標の権利者を想起するというような取引の実情ではなく、また、本願商標及び引用商標の指定商品において、需要者、取引者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判断するような実情があるものは認められず、称呼による識別性が、外観及び觀念による識別性を上回るとはいえないから、本願商標は、引用商標に類似するとはいえない。

そうすると、本願商標と引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいせず、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

3まとめ

以上のとおりであるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は取り消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります）。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

昭和39(1964)年	商標登録第633148号～第636000号
〃 49(1974)年	商標登録第1048852号～第1052983号
〃 59(1984)年	商標登録第1646802号～第1655597号
平成6(1994)年	商標登録第2614603号～第2620592号
平成16(2004)年	商標登録第4737745号～第4745273号
平成26(2014)年	商標登録第5640819号～第5647052号

各年の1月1日～1月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間になります。
 更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかつた特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年9月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは8月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◎特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和5年5月分	21,311	13,537
前 年 比	107%	101%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。